

刈谷市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和2年8月

刈谷市通学路交通安全対策連絡協議会

1. プログラムの目的

刈谷市では、従来から通学中の児童生徒の安全を確保するため、刈谷市通学路交通安全対策連絡協議会」を設置し、小中学校の通学路における危険箇所調査と、その結果に基づく改善を進めてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび平成26年9月に「刈谷市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 刈谷市通学路交通安全対策連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「刈谷市通学路交通安全対策連絡協議会」を設置しました。

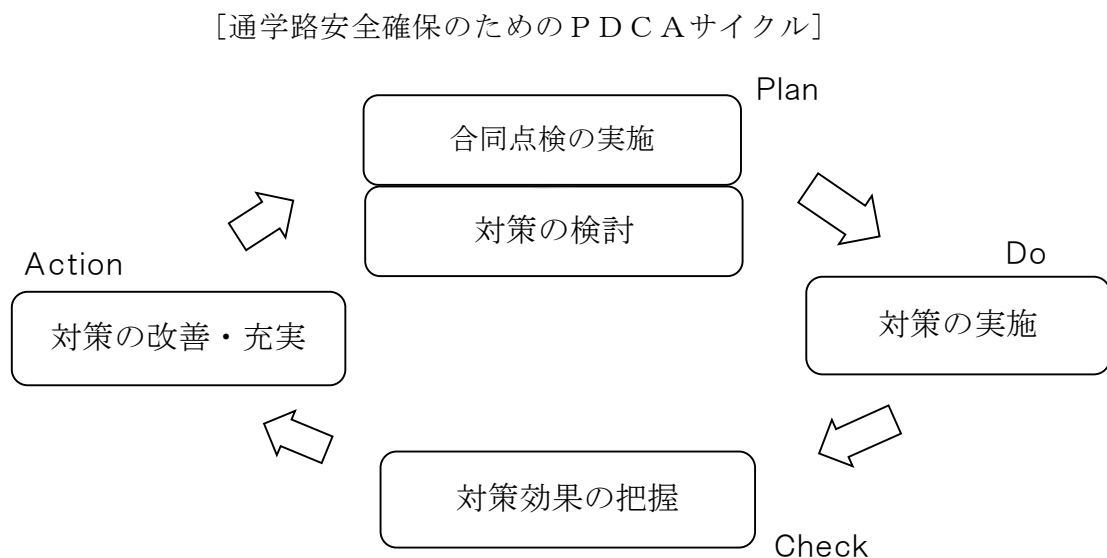
- ① 刈谷市 暮らし安心課
- ② 刈谷市 土木管理課
- ③ 刈谷市 子ども課
- ④ 刈谷市教育委員会 教育総務課（事務局）
- ⑤ 刈谷市立の小学校代表者
- ⑥ 刈谷市立の中学校代表者
- ⑦ 愛知県 知立建設事務所
- ⑧ 国土交通省 岡崎国道維持出張所（該当箇所があれば）
- ⑨ 刈谷警察署

3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



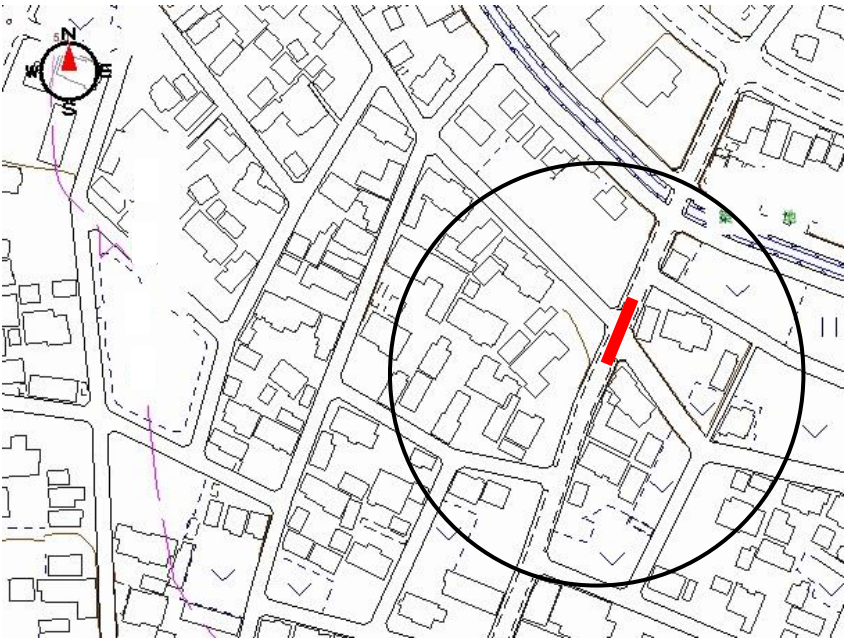
(2) スケジュール

時期	内 容
5 月	・教育委員会は各小中学校に対し、「通学路改善要望調査」を依頼。
6 月	・各小中学校は、通学団や地区と協議のうえ、危険箇所を抽出。 ・とりまとめのうえ、下旬までに教育委員会へ調査票を提出。
7 月～8 月	・すべての案件をデータベース化 ⇒ 様式 A、B を作成。 ・市道など市管理箇所は、協議会の①、②、③、④、⑨（必要に応じて⑤、⑥を含める）が現地調査。 ・県道など県管理箇所は、⑦が現地調査。 ・国道など国管理箇所は、⑧が現地調査。
9 月	・現地調査の結果を踏まえ、協議会のメンバー全員が、すべての案件の改善案（改善方法、優先順位を含めたスケジュール等）について協議、決定。
11 月	・改善案の内、予算措置が必要なものについて予算要求。
12 月	・各小中学校へ様式 A、B にて協議結果を回答。
3 月	・各小中学校に、過去 2 年間に対策を講じた危険箇所について、その効果を調査。 ⇒効果が認められない箇所については、翌年度の危険箇所調査にて報告することとする。再度、改善案を検討する。

⇒スケジュールに沿って順次、改善案を実施する。

(3) 関係様式

- ・一覧表（様式 A）
- ・個表（様式 B）

No.	1	担当	土木管理課・教育総務課・刈谷警察署	通学者数	85
学校・園名	〇〇小学校	場所	〇〇町〇丁目 JA産直センター付近の横断歩道		
危険な理由・状況	朝の通勤時間帯では、自動車の往来も多く坂道のためスピードも出ている自動車も多い。また、自動車から見ると上り坂になっているために見通しが悪く、危険である。				
現在の対策方法	現在、決まった対策はしていない。				
改善要望の内容	押しボタン式信号機の設置または、通学路および歩道を強調する標識や道路舗装				
場所の詳細					
					
					
対応方針	押しボタン式信号は原則、センターラインがあるような広い幅員の道路に設置する基準のため、当該場所への設置はできません。また、一日を通して信号規制が必要な交通量はないと判断されます。このため、横断歩道の手前に注意喚起を促すベンガラ舗装を施工するとともに、注意看板を設置します。				
備考					